

# 「高等学校等就学支援金」(国の授業料補助)申請手続

(令和3年4月～6月分・新1年生)

申請の有無にかかわらず、全員の方がオンラインシステムで登録をする必要があります。

## 申請をしなければ支援は受けられません！

保護者等の令和2年度「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」(父母合計額)が304,200円未満の方が対象になります。(政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる)

ご自身が対象になるかわからない場合、念のため申請をしていただくことを推奨します。(申請せず後から対象とわかった場合でも、遡っての申請はできません。)

## 1 申請・登録方法・・・オンラインシステム e-Shien から申請

オンラインシステムのマニュアルは、学校のホームページからダウンロードしてご覧ください。

### (1) 申請をする方

- ・4月13日(火)までに、次の①～③を行ってください。
  - ①e-Shien システムにログインしてください。( <https://www.e-shien.mext.go.jp/> )
  - ②配付された「ログイン ID 通知書」に記載のログイン ID 及びパスワードを入力し、必要事項を入力し、申請マニュアルの P. 14 まで行ってください。
  - ③学校から配付された『個人番号カード(写)等貼付台紙』又は『生活保護受給証明書』を封筒に入れて、封をした状態で高校事務室へ提出してください。

### (2) 申請をしない方

- ・4月13日(火)までに、次の①②を行ってください。
  - ①e-Shien システムにログインしてください。( <https://www.e-shien.mext.go.jp/> )
  - ②配付された「ログイン ID 通知書」に記載のログイン ID 及びパスワードを入力し、申請マニュアル P. 8 の「意向の登録」まで行ってください。

## 2 注意事項

- ・今回の申請分は令和3年4月～6月分の、3か月分が支給対象となります。
- ・令和3年7月以降分の申請については別途通知(6月ごろ)により、再度申請が必要です。
- ・「個人番号カード(写)等貼付台紙」には、保護者等の個人番号カード(裏面)、マイナンバーが記載された住民票など、個人番号が確認できる書類の貼付が必要となります。(保護者等全員分のマイナンバーが確認できる書類が必要です。)
- ・保護者等については、全員分の登録と個人番号が確認できる書類の提出が必要です。親権者が両親の場合は両親分、控除対象配偶者でも所得の有無にかかわらず両親分提出です。両親の別居や単身赴任の場合も両親分必要です。離婚や死別などにより親権者が1名の場合は、1名分の提出です。やむを得ない事情があり、個人番号確認書類が提出できない場合など、ご不明な点は学校までお問い合わせください。
- ・生活保護世帯の方は「生活保護受給証明書」のみの提出です。(福祉事務所長が発行。生活保護の始期・発行年月日が記載されたもの。「支給証」ではありません。)  
\*令和2年1月1日(6月申請時は、令和3年1月1日)時点で、生活保護を受けていることが分かる証明書が必要です。

裏面もご覧ください。

### 3 基準税額・補助額

【令和3年4～6月分】

令和2年度「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」 * 政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる	補助額
生活保護世帯 154,500円未満世帯	月額 33,000円
304,200円未満世帯	月額 9,900円

※授業料が補助額未満の場合授業料が上限となります。

### 4 マイナンバー提出時の本人確認書類

・学校の指定等により就学支援金の手続きを郵送で行う際には、別途本人確認資料を同封していただくこととなります。同封する確認書類は次のとおりです。

- ① 生徒持参……不要（学校で生徒が在籍していることが確認できているため）
- ② 保護者等持参…運転免許証・パスポート等の写し※
- ③ 郵送……………運転免許証・パスポート等の写し※

※運転免許証・パスポート等の提出が困難な場合は健康保険の被保険者証・年金手帳等の2以上の書類の提示

### 5 支給時期（予定）・方法

4～9月分を11月頃、10～3月分を翌年3月中旬頃に支給を予定しています。授業料の引き落とし口座へ振り込みします。

横浜高等学校 事務室 補助金係

TEL : 045-781-3396